

教育センターの宿泊棟に宿泊したいと考えている方へ

1 宿泊について

教育センターの宿泊棟で宿泊可能とした研修講座の受講者のうち、希望する方は、教育センターが定める定員の範囲内で、教育センターの宿泊棟に宿泊することができます。

2 宿泊の申込み及び宿泊者の決定

(1) 教育センターへの宿泊を希望する場合は、所属長に相談の上、研修日の3週間前までに Google フォーム <https://forms.gle/VQnXPY5LrKWYk8X9> にて申し込みます。なお、研修講座要項に宿泊について記載が無い場合は、宿泊の取扱いはありません。

(2) 申込みは先着順とし、キャンセルが発生しても追加募集は行いません。

(3) Google フォームの回答控え(Gmail)をもって宿泊決定とします。

3 宿泊室の環境等について

- ・ 定員は、1人1室で27名以内です。
- ・ 各室は施錠可能であり、男性と女性の部屋が隣接する場合があります。
- ・ 冷暖房は、各部屋で利用できます。
- ・ 夕食と朝食は、原則として宿泊棟の食堂を利用していただきます。
- ・ 決められた時間内に、大浴場または小浴場で入浴することができます。浴場は身体的特徴の性をもって男女別に指定します。
- ・ 飲料等の自動販売機は、宿泊棟にはありません。

4 旅費

教育センターの宿泊棟に宿泊する場合、受講者の旅費（宿泊費を含む）は、指定研修旅費とします。

5 宿泊のキャンセル

教育センターWebサイトの「教育センターにおける研修」内の Google フォーム <https://forms.gle/dDAdX9riy8SKqVcMA> から手続きをしてください。

手続の期限は宿泊のキャンセルを希望する研修日の3週間前とします。

なお、手続の期限を過ぎた場合は、宿泊の有無にかかわらず現金書留(福島県教育センター総務管理部食費担当宛)又は教育センターへ持参等により宿泊に係る食費を納入してください。

(令和7年4月1日 福島県教育センター)